

## 熊谷市公民館連合会 会則

(名称・組織及び事務所)

第1条 本会は、熊谷市公民館連合会と称し、熊谷市が設置する公民館をもって組織し、ブロック制により構成するものとする。

第1ブロック、熊谷東・箱田・宮町・本町の4公民館

第2ブロック、久下・佐谷田・成田・太井・星宮の5公民館

第3ブロック、玉井・大麻生・別府・三尻・籠原・新堀の6公民館

第4ブロック、桜木・石原・上石・荒川・吉岡・大里・江南の7公民館

第5ブロック、熊谷中央・肥塚・大原・大幡・中条・奈良の6公民館

第6ブロック、妻沼・男沼・小島・太田・長井・秦・妻沼中央の7公民館

2 本会の事務所を熊谷市仲町19番地熊谷市立市民ホール（熊谷市中央公民館）内に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、熊谷市の公民館に従事する職員とする。

(目的)

第3条 本会は、熊谷市の公民館事業の振興及び、公民館相互の連絡提携を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 公民館事業の普及振興に関する調査研究

2 公民館関係職員等の研修会の開催

3 公民館の運営向上に関する講演会、座談会、講習会等の開催

4 公民館相互の連絡を図るため、各種の会議の開催

5 その他、目的達成に必要な事業

(総会及びその他の会議)

第5条 本会の会議は次の通りとし、会長が招集する。

総会、館長会議、正副会長会議、ブロック長会議、監査会、その他必要な会議

第6条 総会は年1回とする。ただし、都合によりブロック長会議をもって総会に代えることができる。

- 2 定期総会においては役員承認・事業報告及び決算報告の承認・事業計画及び予算の承認、会則の変更、その他重要事項の審議・決定を行う。
- 3 総会は会員の2分の1以上の出席者で成立する。ただし、委任状をもってかえることができる。
- 4 総会の決議は、出席者の過半数の賛成により成立する。
- 5 総会の議長は開催の都度、ブロック長会議で選出する。

第7条 館長会議、正副会長会議及びブロック長会議は過半数の出席者をもって成立し、議決は、出席者の過半数の賛成により成立する。議長は会長とする。

(役員)

第8条 本会は、次の役員を置く

- 会 長 1名
- 副 会 長 3名
- ブ ロ ッ ク 長 6名
- 監 事 2名
- 幹 事 若干名

- 2 本会は、相談役を置き、熊谷市中央公民館長をこれにあてる。

第9条 本会の役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は館長会議において互選し、総会の承認を得るものとする。
- 2 ブロック長は館長会議で互選する。
- 3 監事はブロック長会議において選出する。
- 4 幹事は会長が委嘱する。

第10条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理するとともに会議を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 正副会長とブロック長はブロック長会議構成し、議案等の審議を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 幹事は、会長の命を受け、庶務及び会計の事務を行う。
- 6 相談役は、会の運営の相談等にのる。

第11条 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員欠員が生じた場合は補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会計)

第12条 本会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

- 付 則
1. 本会則は平成18年4月1日から施行する。
  2. 本会則は平成19年5月15日改正施行し、同年4月1日に遡り適用する。
  3. 本会則は平成25年5月14日改正施行し、同年4月1日に遡り適用する。
  4. 本会則は平成28年5月13日改正施行し、同年4月1日に遡り適用する。
  5. 本会則は平成30年5月11日改正施行し、同年4月1日に遡り適用する。